

略 歴

氏 名： 齋賀富美子（人権担当大使）

生年月日： 1943年11月30日

学 歴： 東京外国語大学英米語学科卒業（1966年3月）



職 歴：

1980年 1月	条約局国際協定課
1983年 6月	国際連合日本政府代表部一等書記官
1988年 2月	国連局政策課課長補佐
1988年 3月	国連局社会協力課首席事務官
1989年 7月	経済局海洋課長
1992年 8月	在デンマーク日本国大使館参事官
1996年 3月	国連代表部公使
1998年 5月	埼玉県副知事
2000年 9月	在シアトル日本国総領事
2002年 7月	国連代大使
2003年 9月	特命全権大使ノルウェー王国駐節
2003年 10月	兼特命全権大使アイスランド共和国駐節
2005年 12月	兼人権担当大使
2007年 4月～現在	人権担当大使（免ノルウェー王国兼アイスランド共和国駐節）

女子差別撤廃条約（CEDAW）及びジェンダー関連の職務経験：

1980年1月 ～1983年6月	条約局国際協定課、女子差別撤廃条約締結準備担当
1984年、1985年	ケニアのナイロビにおける国連女性会議及びその準備委員会としての国連婦人の地位委員会（CSW）に出席
1988年～1989年	国連局社会協力課首席事務官として、他府省庁とともに、日本におけるCSW、国連婦人開発基金（UNIFEM）、CEDAWの履行を含む女性問題案件等に従事
1996年～1998年	国連代表部において、CSW及びCEDAW選択議定書作成を含む国連総会第三委員会担当
1998年～2000年	ジェンダー問題に関する埼玉県知事のアドヴァイザー 埼玉県男女共同参画推進条例草案委員会顧問
2001年11月～現在	女子差別撤廃委員会委員に就任（多谷千香子前委員の後任）

その他の国際会議及び会合等への参加：

- ・ 国連総会（1983年～87年、1990年～91年、1996年～97年）
- ・ 経済社会理事会
- ・ 人権委員会
- ・ 国連環境計画（1983年）
- ・ 国際労働機関（1988年）
- ・ 国際電気通信連合（1988年）
- ・ 世界保健機関（1988年）
- ・ 国連人口基金（1988年）
- ・ 新麻薬条約採択会議（1988年12月、ウィーン）
- ・ 国際海事機関（1991年）
- ・ 国連海洋法準備委員会（1989年～92年、NY及びジャマイカ）
- ・ 国連環境開発会議（1992年、リオデジャネイロ）
- ・ 国連社会開発サミット（1995年、コペンハーゲン）

（了）

国際刑事裁判所 (ICC) の裁判官

平成19年7月
国際法局国際法課

【リスト別人数】リストA: 7名 リストB: 8名 (空席3名)

【男女比】男性: 8名 女性: 7名 (空席3名)

【地域別構成】アジア: 2名 アフリカ: 3名 中南米: 3名 東欧: 2名 西欧その他: 5名 (空席3名)

【リストA】(刑事法及び刑事手続に知見を有し、刑事訴訟において裁判官、検察官、弁護士、あるいは同様の資格の下での必要な経験を有している者)					
氏名	英語名	国名	地域	性別	任期
ディアツラ(ファトゥマタ・デンベレ)	Fatoumata Dembele DIARRA	マリ	アフリカ	女	2012年
フルフォード(エイドリアン)	Sir Adrian FULFORD	英国	西欧その他	男	2012年
オディオ=ベニト(エリザベス)	Elizabeth ODIO BENITO	コスタリカ	中南米	女	2012年
ピキス(ゲオルギオス・M)	Georghios M. PIKIS	キプロス	アジア	男	2009年
ソン(サン=ヒュン)	Sang-hyun SONG	韓国	アジア	男	2015年
スタイナー(シルヴィア・H・デ・フィギュエイレド)	Sylvia STEINER	ブラジル	中南米	女	2012年
トレンダフィロヴァ(エカテリーア)	Ekateria TRENDAFILOVA	ブルガリア	東欧	女	2015年
クラーク(モーリン・ハーディング) (辞任)	Maureen Harding CLARK	アイルランド	西欧その他	女	2012年
ハドソン=フィリップス(カール・T) (辞任)	Karl T. HUDSON-PHILIPS	トリニダード・トバゴ	中南米	男	2012年
ジョルダ(クロード) (辞任)	Glaude JORDA	仏	西欧その他	男	2009年

【リストB】(国際人道法及び人権法といった国際法の関連分野に知見を有し、ICCの司法業務と関連した職業的な法律職において、広範な経験を有している者)					
氏名	英語名	国名	地域	性別	任期
ブラットマン(レネ)	Rene BLATTMANN	ボリビア	中南米	男	2009年
カウル(ハンス・ペーター)	Hans-Peter KAUL	独	西欧その他	男	2015年
キルシュ(フィリップ) ※所長	Phiippe KIRSCH	加	西欧その他	男	2009年
コウルラ(エルッキ)	Erkki KOURULA	フィンランド	西欧その他	男	2015年
クエニエヒア(アクア)	Akua KUENYEHIA	ガーナ	アフリカ	女	2015年
ピッライ(ナヴァネセム)	Navanethem PILLAY	南アフリカ	アフリカ	女	2009年
ポリティ(マウロ)	Mauro POLITI	伊	西欧その他	男	2009年
ウサカ(アニタ)	Anita USACKA	ラトビア	東欧	女	2015年

国際刑事裁判所（ICC）について

平成19年7月
外務省国際法課

1. 国際刑事裁判所とは

- (1) 国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪（集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪（未定義））を犯した個人を国際法に基づき訴追し、処罰するための常設の国際刑事法廷。
- (2) 2002年7月1日、60番目の国による批准書等の寄託により、国際刑事裁判所（ICC）規程が発効した。2007年5月現在の締約国は104。裁判所はオランダのハーグに置かれている。
- (3) 2006年度の予算規模は約8,040万ユーロ（約110億円）。加盟国の分担金により賄われており（独：約20億円、英：約14億円、仏：約14億円等）、我が国がICC規程を締結すれば加盟国として相応の予算の分担の義務を負うことになる（米が未加盟のため、日本の分担率は上限の22%。）。

2. 我が国の締結に向けた準備

- (1) 我が国は、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪の発生を防止し、もって国際社会の平和と安全を維持する観点から、ICCの設立を、ローマ外交会議（下記3.（3）参照）以来一貫して支持してきた。
- (2) 2007年中にICCローマ規程を締結できるようにすることを目指し、必要な準備（国内法整備と分担金の予算措置）に取り組み、2007年の通常国会に、同規程の締結の承認と関連法案（ICC協力法）を国会に提出。3月29日に衆議院、4月27日に参議院を通過。
- (3) 今後、7月に加入書を寄託し、10月から正式な加盟国となる見込み。
＜参考＞ 平成19年度予算ICC分担金： 約7.2億円
（2007年10月の加盟を想定し、同年10-12月の3か月分のみ計上。）

3. これまでの交渉経緯及び外交会議における裁判所規程の採択

- (1) 古くは1947年の国連総会にて、裁判所設立規程の作成を国連国際法委員会に要請する決議あり。しかし作業は進展せず。
- (2) 90年代に入り、旧ユーゴやルワンダでの大量虐殺等を機に欧州を中心とする国際社会の関心が高まり、再び国際的な刑事法廷の設立を求める主張が強くなった。94年に国際法委員会が原案を国連総会に提出し、これを受け、95年以降、国連にて国際刑事裁判所を設立するための条約草案につき各国の専門家の中で検討が行われてきた。我が国も積極的に参画した。
- (3) 98年6月中旬から7月中旬までの5週間にわたり、イタリアのローマにおいて国連主催により国際刑事裁判所設立に関する外交会議が開催され、5週間の交渉の結果、同年7月17日に国際刑事裁判所を設立するための条約（ICCローマ規程）が採択された。

4. ICCローマ規程の概要

- (1) ICCの設立：常設の国際刑事法廷としてオランダのハーグに設立。
- (2) 基本原則：ICCは、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪に関し個人を訴追するもの。国が真に被疑者を訴追する能力や意思を持たない場合等例外的な場合を除き、国内裁判所が管轄権を行使している場合には、ICCは管轄権を行使しない（補完性の原則）。
- (3) 事項管轄：①集団殺害犯罪、②人道に対する犯罪、③戦争犯罪の3つの犯罪について管轄権を行使する。④侵略犯罪も掲げられているが、今後規程の改正が行われ犯罪の定義がなされ、ICCによる管轄権の行使の条件が定められて、はじめてICCの管轄権の行使が認められることとなる（侵略犯罪に関しては、引き続き締約国会議において議論される予定）。
- (4) ICCの管轄権行使の前提
 - (イ) 締約国は、この規程の締結により、上記(3)の犯罪に対するICCの管轄権を受諾することとなる。
 - (ロ) 但し、各国は締約国になる際に、自国民が被疑者であるか自国の領域内で行われた戦争犯罪については、7年間に限りICCの管轄権を受諾しない旨宣言することができる。
 - (ハ) ICCは、ある事態が付託された際（下記(5)参照）に、犯罪行為の実行地国又は被疑者の国籍国のいずれかが締約国である場合、若しくはそのいずれも非締約国である場合にはそのいずれかが管轄権行使を受諾したときに管轄権を行使することができる。
- (5) ICCの管轄権行使：ICCに事態を付託できるのは、①締約国、②国連安保理とされ、また、③ICCの検察官は自己の発意により捜査を開始することができる。但し安保理がICCによる捜査・訴追の停止を求めたときは、ICCは1年間これを停止する。
- (6) 事後法の禁止：ICCローマ規程発効以前の行為について刑事責任は追及されず。
- (7) 刑法総則：罪刑法定主義、遡及処罰の禁止、時効の不適用等を規定。
- (8) 刑事手続：捜査、訴追、公判、上訴、再審に関する刑事手続を規定。
- (9) 刑罰：終身のものを含む拘禁刑、罰金、没収を規定。死刑は含まれない。
- (10) ICCと締約国との間の協力：ICCからの被疑者等の引渡し、捜査等への協力請求に対し、締約国は条約の規定に従い協力する義務がある。裁判の結果、有罪判決の場合、犯罪者は、受刑者の受入れ意思を表明した国の中からICCが指定する国において刑の執行を受ける。
- (11) 財政：締約国の分担金及び国連から提供される資金により負担される。

5. 規程発効後の動き

- (1) 2003年2月、裁判官18名が選出され、また4月には、検察官（アルゼンチン出身）、6月に裁判所書記（フランス出身）が選出された。
- (2) その後2004年にICCはウガンダ北部及びコンゴ（民）における事態について、2005年3月には国連安保理決議による付託に基づきスーダン（ダルフール）の事態について、2007年5月には中央アフリカの事態について、それぞれ捜査を開始した。また、2005年7月にウガンダ北部の事態、2006年2月にコンゴ（民）の事態、2007年4月にスーダンの事態に関し、それぞれ逮捕状が発付された。コンゴ（民）の事態については、2006年に1名が逮捕され、同年に初の裁判手続が実施された。
- (3) 2009年には、ICCローマ規程を再検討するための検討会議や裁判官選挙（ICCの18名の裁判官は3年毎に6名が改選される。）が予定されている。

（了）

国際刑事裁判所規程採択までの経緯

第一次世界大戦後 戦勝国側は、ウィルヘルム2世ドイツ皇帝の戦争責任を国際法廷において訴追することを試みるも、同皇帝の亡命先である蘭が引渡しを拒んだために実現せず。

第二次世界大戦後 ニュルンベルグ軍事裁判及び極東軍事裁判において、「平和に対する罪」、「人道に対する罪」、「戦争犯罪」という犯罪類型の下、戦争犯罪人が訴追・処罰された。

1947年 国連総会は、国際刑事裁判所を創設するための裁判所規程の起案を国連国際法委員会（ILC）に要請する決議を採択。

（冷戦期間中 特段の進展なし）

1989年 国連総会はILCに対して、国際刑事裁判所の設立につき検討するよう要請（90年及び91年にも同様の要請）。

1991年 旧ユーゴーにおいて戦闘状態が激化。

1992年 国連総会はILCに対して、優先事項として、国際刑事裁判所規程草案を作成することを要請（93年にも同様の要請）。

1993年 旧ユーゴー国際刑事裁判所設置（安保理決議により設置）。

1994年 ILCが規程草案を完成させ国連総会に送付。

ルワンダにおいて大統領暗殺事件をきっかけに集団虐殺が発生。
ルワンダ国際刑事裁判所設置（安保理決議により設置）。

国連総会は、ILC草案についての検討を行うことを目的とするアドホック委員会を設置することを決定（95年に議論）。

1995年 国連総会は、アドホック委員会における議論を踏まえ外交会議のためのテキストを作成することを目的として、設立準備委員会を設置することを決定（96年3月から議論開始）。

1998年 設立準備委員会における議論終了。

1998年 ローマ外交会議が開催され、ICCローマ規程を採択（7月）。

2002年7月 60番目の国の批准書の寄託により、ICCローマ規程が発効。

国際刑事裁判所(ICC)規程締約国リスト

平成19年7月現在、104ヶ国が国際刑事裁判所規程を締結している。

アジア(12ヶ国)

アフガニスタン
カンボジア
キプロス
フィジー
ヨルダン
マーシャル
モンゴル
ナウル
大韓民国
サモア
タジキスタン
東ティモール

東欧(16ヶ国)

アルバニア
ボスニア・ヘルツェゴビナ
ブルガリア
クロアチア
エストニア
グルジア
ハンガリー
ラトヴィア
リトアニア
モンテネグロ
ポーランド
ルーマニア
セルビア
スロバキア
スロベニア
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国

西欧その他(25ヶ国)

アンドラ
オーストラリア
オーストリア
ベルギー
カナダ
デンマーク

フィンランド
フランス
ドイツ
ギリシャ
アイスランド
アイルランド
イタリア
リヒテンシュタイン
ルクセンブルグ
マルタ
オランダ
ニュージーランド
ノルウェー
ポルトガル
サンマリノ
スペイン
スウェーデン
スイス
英国

ラテン・アメリカ

及びカリブ(22ヶ国)

アンティグア・バーブーダ
アルゼンチン
バルバドス
ベリーズ
ボリビア
ブラジル
コロンビア
コスタリカ
ドミニカ
ドミニカ共和国
エクアドル
ガイアナ
ホンジュラス
メキシコ
パナマ
パラグアイ
ペルー

セントクリストファー・ネーヴィス
セントビンセント
トリニダード・トバゴ
ウルグアイ
ベネズエラ

アフリカ(29ヶ国)

ベナン
ボツワナ
ブルキナファソ
ブルンジ
中央アフリカ
チャド
コモロ
コンゴ共和国
コンゴ民主共和国
ジブチ
ガボン
ガンビア
ガーナ
ギニア
ケニア
レソト
リベリア
マラウイ
マリ
モーリシャス
ナミビア
ニジェール
ナイジェリア
セネガル
シエラレオネ
南アフリカ共和国
ウガンダ
タンザニア
ザンビア

(了)